# ジャパン・プラットフォーム
# シリア人道危機対応支援　対応計画

２０２６年５月～２０２７年５月

本対応計画の事業は令和８年度当初予算に資する事業である。

食料・物資配布の様子@GNJP

目次

1. 背景 ..... 3
2. プログラム成果および振り返り ..... 3
3. これまでの JPF による支援実績 ..... 3
4. 優先事項 ..... 4
5. 対応方針 ..... 5
6. 分野別支援計画 ..... 6
**6.1.[保護(Protection)]** ..... 6
**6.2.[レジリエンス強化（生活・生計支援(Livelihood)、教育、農業、職訓など）]** ..... 6
**6.3.[生命を守るための支援(Life-saving)セクター]** ..... 7

**※本対応計画は、2026 年 4 月時点の情報に基づいている。JPF の加盟団体が当該国において具体的な事業を形成する際は、最新の情報および当該国における国際的な対応計画（Humanitarian Response Plan など）に則ることが前提となる。**

心理社会的支援の一環で作成した人形を通して自己表現を学ぶ子どもたち＠ピースウィンズ・ジャパン

# 1. 背景

2024 年 12 月 8 日、過去 40 年間、親子 2 代に渡ったアサド政権が崩壊した。これに伴い紛争は著しく減少し、社会経済的な指標にも緩やかな回復の兆しが確認されている。一方で、現在でもシリア全土において、少なくとも 1,560 万人が人道支援を必要としている[1]。

また、シリアでは 550 万人以上が国内避難民（以下、IDP）のままであり、一部の地域では、散発的な敵対行為を含む安全や治安上の懸念が継続的に報告されている。食料安全保障についても、720 万人が急性食料不安に分類されており、加えて 2025 年に発生した干ばつにより、穀物の収量や、水資源へのアクセス、畜産など様々な側面に影響が生じている。地雷や不発弾についても、民間人への被害に加え、農業の再開や避難民の帰還などの側面にも影響している[2]。14 年に及ぶ戦闘の影響は甚大であり、教育や保健医療、給水・衛生、社会インフラなど必要不可欠なあらゆるセクターへのアクセスも十分ではない。

これまでの紛争の影響とその後の移行期における不安定な状況に加え、地域における紛争や自然災害による危機により、保護、食料安全保障と栄養、農業や生計支援、給水・衛生、教育などあらゆる分野における人道支援が引き続き必要とされている。

# 2. プログラム成果および振り返り

JPF は、アサド政権崩壊後、新たに立ち上げられたシリア人道危機対応支援プログラム下において、2024 年度緊急準備金により 6 団体 6 事業を実施した。また、2025 年度には、2022 年度から 2024 年度にかけてイラク・シリア人道危機対応支援プログラム下で実施された複数年事業についての評価事業も実施された。評価においては、プログラム下での事業が、緊急支援と持続可能性のある中長期的視点に立った支援の組み合わせによって実施された点が評価された。一方で、旧アサド政権下におけるロープロファイルでの事業実施であったことから、各団体・各事業間における情報共有や相互連携が困難であったことによる、プログラムとしての横のつながりを確保することの難しさが確認されたが、そのような中でも各実施団体が強みや特色を出すことで、シリアにおける人道危機に貢献することができた。

現在については、2025 年度当初予算により 8 団体 8 事業及び JPF による評価事業が実施されている。

# 3. これまでの JPF による支援実績

JPF は、2013 年からシリアでの人道危機に対する支援を開始し、シリア国内では JPF 評価事業を含め、これまでに合計 113 事業を実施しており、総事業費は約 65 億円、総裨益者数は約 121 万人となっている。

---

[1] OCHA, Syrian Arab Republic: 2026 Humanitarian Needs and Response Plan (April 2026), April 2026, p.8

[2] Ibid., p.10－11

# 4.　優先事項

上記、「1.　背景」に記載の通り、シリアでは新政権発足から 1 年以上が経過したが、約 14 年におよんだ紛争は引き続き人々に大きな影響を与えている。さらに地域における紛争や気候変動等に伴う自然災害などにより生じた新たな危機もあり、今なお多くの人々は、生活再建に向けた支援が必要な状況に置かれている。こうした状況下にあるシリアに対し、JPF は、国際社会のシリア国内支援方針と足並みを揃え、下記の 3 点を本プログラムの重点目標とする。

**【2026 年度当初予算を財源とする事業】**

| 優先事項 | | 優先事項内容 |
|---|---|---|
| 1 | 統治体制の移行期という状況下において、影響を受ける人々、特に脆弱な人々の保護を確保し、保護リスクの軽減に資する支援 | 紛争で荒廃した社会基盤、脆弱な財政と経済状況に加え、資源不足や土地を巡る帰還者、国内避難民（IDP）、ホストコミュニティ間の緊張により人々の心理的ストレスや暴力のリスクは増大し、治安の悪化等も伴って、特に女性や子どもの保護の必要性は継続的に存在している。全てのシリア人の権利・尊厳の保護・心理社会的安定が国際基準に則って担保され、地域社会における保護リスクの早期特定、予防、対話および調停を通じた平和的解決が促進されるよう喫緊の人道危機として支援する。 |
| 2 | 脆弱な人々のレジリエンスを強化し、生活基盤（livelihood）の再建と自立を促進する支援 | 中東地域における紛争や自然災害（干ばつ・洪水）等の影響を受けるシリアにおいて、脆弱な人々が人道危機を脱し、中長期的に自立できるよう社会福祉サービスの提供や生産活動の再開、教育機会へのアクセスや生計手段の獲得、社会的結束等レジリエンスの強化を支援する。 |
| 3 | 最も深刻なニーズを抱える人々の生命保護と安全確保に資する支援 | 基本サービスの深刻な不足や各分野へのアクセス困難、保護上の懸念、社会経済的課題や気候変動の影響により、依然として複雑な人道状況が続いているシリアでは、体制変革後も改善が限定的であるため、基本的ニーズ、食料安全保障、水衛生・住環境、地雷対策等を通じ、最も脆弱な人々の生命を守るための活動（Life-saving）を支援する。 |

**コンセプトノート審査に際しての評価基準（2026 年度当初予算）:**

1. 申請団体の当該国・地域における過去実績
2. 申請団体の当該国・地域における他ファンドの獲得状況と企画力、活動方針
3. UNOCHA Humanitarian Response Priorities や Regional Refugee & Resilience Plan (3RP)/Regional Strategic Overview 2026 等の情報や指針、及び本対応計画の優先事項「①人々の権利および尊厳の保護・保護リスク軽減に資する支援、②生活再建のためのレジリエンス強化に資する支援、③生命を守るための支援であること」に一致する事業であること
4. 各団体に蓄積された経験や知見が活かされた事業であること

5. 邦人の入国・入域ができない条件下において、日本の NGO 団体の主体性確保を確認するための 3 要件[3]のいずれかを満たしていること

# 5. 対応方針

プログラム概要（シリア国内）

| | |
|---|---|
| 期　間 | 2026 年 5 月～2027 年 5 月<br>（ただし、通常予算を財源とするプログラムの事業は、事業開始から 1 年間を事業期間とする） |
| 支援対象地域 | シリア全土 |
| 2026 年度予算 | 200,000,000 円 |

小麦の生育状況を確認する農業専門家と農家@パルシック

[3] 1. 邦人職員を事業地の近隣地に派遣し、事業の実施について同職員が現場の実施を担う現地団体と密接に連絡を保ち指示を出せる体制にあること
2. 現在は邦人が立ち入りできないものの、過去において邦人職員が駐在し、自ら発掘した現地団体と二人三脚で事業実施を行った経験が豊富であって、そのように信頼関係のある現地団体に現場の実施を担ってもらうこと
3. 邦人の立ち入りができないものの、自らが現地事務所を立ち上げてそこで直接雇用した現地スタッフが本部邦人職員の指示を直接受けて事業を行うこと

# 6. 分野別支援計画

### 6.1 ［保護（Protection）］

児童婚や児童労働、家庭内での暴力やネグレクトなどのリスク軽減、その他、深刻化している保護リスクに対応するため、家計の安定を目指す生計支援、女性や子ども、障害者など脆弱な人々を対象とするリスク啓発、GBV 予防啓発等の研修・啓発活動、精神保健・心理社会的支援、リハビリテーション、物資・現金支援、ケースマネジメントなどを通じた個別の保護支援、家族の再統合支援、などを実施する。また、長期にわたる紛争の影響およびその後の移行期における不安定な状況により、土地・住宅・財産（HLP）を巡る問題や資源不足、帰還者、IDP、ホストコミュニティ間の関係悪化が保護リスクの主要因となっていることを踏まえ、これらの構造的課題にも対応する。特に、人口の一定数を占めながらも意思決定から排除されがちな女性や若者等の人材育成を通じて、地域レベルにおける保護の仕組みづくりを促進する。これにより、コミュニティにおけるリスクの早期把握、予防、対話および調停を通じた平和的な紛争解決を促進し、社会的結束の強化および持続的な保護環境の構築を目指す。

さらに、子どもの保護に関して、学校修復を支援することで子どもたちに安全な居場所及び学習環境を提供するとともに、教育の重要性や児童労働、児童婚等のリスクの啓発を行なう。また、児童虐待の早期発見・支援につなげる。これまで避難等により教育へのアクセスが限定的であったため、学力的、心理的な要因からすぐに学校に戻れない子どもたちには補習校での学習支援を行い、復学への橋渡しを行う。

教育の機会を逃した若者には、尊厳のある生活が送れるよう初等教育を提供する。シングルマザーの積極的参加を促すため、託児スペースを学校に設置する。また、紛争や貧困から心理的ストレスを抱える若者に、ストレスへの対処法や問題解決スキル、コミュニケーションスキルが身に付くライフスキル活動を提供し、レジリエンスを高める。

帰還民や IDP の避難生活の持続的支援として、現地支援団体に対するキャパシティ・ビルディングも実施する。長期的に地域の保護支援を担うアクターとなり得る現地支援団体が、適切な人道基準や保護基準を満たした質の高い支援を実施できるよう、活動改善や規定整備への支援を行う。

### 6.2. ［レジリエンス強化（生活・生計支援（Livelihood）、教育、農業、職訓など）］

2025 年には約 140 万人のシリア難民が帰国したが、帰還先での雇用機会と生計手段の確保が喫緊の課題となっている[4]。Multi-Sector Needs Assessment でも、2026 年のコミュニティのニーズの中で帰還世帯の 85%が現金支援を最優先とし、58%が生計/雇用機会を重視している[5]。これは復興支援及び自立志向の支援へのニーズの高まりを示しており、これらの優先事項に沿った対応は、支援効果、尊厳及び持続可能性の向上に不可欠である。

生計支援はマルチセクターでの実施が効果的であり、特に食料安全保障・農業分野との連携により、生計手段や雇用の創出を通じて早期復興につながることが指摘されている[6]。そこで、農業支援と生計支援

[4] OCHA, Syrian Arab Republic: 2026 Humanitarian Needs and Response Plan (April 2026), April 2026, p.13

[5] Ibid., p.22

[6] Ibid., p.27

（小規模ビジネス起業支援）を組み合わせて実施し、人々の自立とコミュニティのレジリエンス向上を図るとともに、中長期的な食料安全保障と経済基盤の再建に貢献する。

IDP、帰還民、GBV 被害者や心的外傷を抱える子どもがいる世帯など、脆弱性の高い人々に対して、カウンセリングやメンタルヘルスと精神保健・心理社会的支援（MHPSS）を提供すると同時に、社会復帰し経済的に自立していくための生計支援（キャッシュ・フォー・ワーク（CfW）、農牧畜業再開支援、小規模ビジネス起業支援）を実施する。労働搾取、性的搾取、貧困、武装組織の勧誘等のリスクが高い環境下にある若者に、職業訓練と起業の伴走支援を行い、若者が希望する仕事に就いて、安定した収入を得られるようにする。

また、生計支援と並行し、地域の持続的な平和を実現するためホストコミュニティ、IDP、帰還民間や、異なるバックグラウンドや信念を持つ人々の間の社会的結束を促進する活動や人材育成を行い、レジリエンスの強化を図る。さらに、帰還の進展に伴い、帰還者、IDP、ホストコミュニティ間における資源や機会を巡る緊張が高まっていることから、これらのコミュニティ間の対話や協働活動を促進し、社会的結束の強化を図る。共通のニーズを起点とした協働的な取り組みを通じて、対立の予防と持続可能な地域社会の構築に寄与する。

教育セクターでは、帰還民の多い地域や今後多数の帰還が予想される地域、及び校舎の損壊が激しい地域で、公立学校の修復を行なう。障害やジェンダーへの合理的配慮を伴った校舎の修復を行ない、子どもたちに安全で機能的な学習環境を提供することで、教育へのアクセス向上を図る。

### 6.3.［生命を守るための支援（Life-saving）セクター］

食料安全保障セクターによると、人口の半数以上にあたる 1,330 万人が食料不安（food insecure）に直面し、そのうち 720 万人以上が深刻な食料不安状態（acute or severely food insecure）にある。さらに 2026 年には、新たに 620 万人が食料不安に陥る可能性も指摘されている。2025 年には過去 40 年で最も深刻とされる干ばつが発生し、推定 270 万トン相当の小麦の収穫不足により、国内 1,620 万人に食料不安が広がっている[7]。こうした状況のさらなる悪化を防ぐため、農業畜産支援を迅速に行い、農業生産を回復させることが不可欠である。これにより、農家自身の食料アクセスを確保するとともに、地域市場への食料供給を支え、経済の安定につなげる必要がある[8]。これらを背景に、紛争により農牧畜業を中断し、今なお再開できていない世帯に対し、農業資材（種子・肥料・農薬・トラクター利用・家畜飼料等）の配布、家畜の健康管理や治療を行う獣医による訪問診療、灌漑設備の修復等の提供と農業研修・フォローアップを行い、生産再開を後押しする。次のシーズンには自力で営農を継続できる状態を目指し、地域の食料安全保障の回復・改善に貢献する。

加えて、安全な飲料水へのアクセスが制限されている地域においては、水インフラの緊急修繕や給水機能の回復を通じて住民の生命と健康を守るとともに、女性世帯主や障害者等を含む脆弱な世帯に対して、生活に必要な非食料物資（NFI）の提供を行い、安全で尊厳ある生活環境の確保を図る。

---

[7] Ibid., p.11

[8] Ibid., p.27

また、不発弾や地雷などの爆発性戦争残存物は広範な地域に残されており、事故による死亡や負傷のリスクは依然として高い。そのため爆発性戦争残存物に関する啓発活動を行い、事故のリスクを軽減するとともに、事故にあった被害者を対象にリハビリや義肢義足の提供も行う。

電子機器の修理技術を学ぶ職業訓練コースの受講者@IVY

爆発物回避教育の様子@WVJ